

参考資料集

資料 1 府中町自殺対策計画策定委員会の構成

設置要綱第3条第1項の区分		団体等		役職	氏名
第1号	学識経験者	学校法人古沢学園 都市学園大グループ	専門学校 福祉 リソースカレッジ広島	副校長	古御堂 正
第2号	医療関係者	府中町医師会	向洋駅前心療 クリニック	院長	委員長職務代理者 西山 聡
		社会福祉法人広島 厚生事業協会	府中みくまり病院	院長	委員長 栗原 寛治
第3号	福祉関係者	民生委員・児童委員	府中町民生委員児童 委員協議会連合会	会長	字室 礼子
		社会福祉協議会	児童センター バンビーズ	センター長	堀部 明美
			府中町地域包括支援 センター	所長	倉本 久美
第4号	教育関係者	府中町教育委員会		緑ヶ丘中学校 スクール カウンセラー	潮 淳予
第5号	各種団体関係者	府中町商工会		副会長	中村 順子
		府中町老人クラブ連合会		沖・大崎慶寿会長	中久保 明子
		日本労働組合総連合会 広島県連合会広島地域 協議会	マツダ労働組合		久保田 守
第6号	関係行政機関の 職員	広島県西部保健所広島支所		保健課長	澤岡 千恵子
		広島東警察署		生活安全課長	梶原 英司

※「区分」は「府中町自殺対策計画策定委員会設置要綱」第3条第1項の号番号

資料 2 計画の策定経緯

期日	内容
平成 30 年 8 月 7 日	【第 1 回 府中町自殺対策計画策定委員会】 1. 開会 2. 町長あいさつ 3. 委員自己紹介 4. 事務局紹介 5. 委員長選出 6. 委員長あいさつ 7. 議題 (1) 「いのち支える府中町自殺対策行動計画」について (2) 府中町の自殺の現状について (3) 「いのち支える府中町自殺対策行動計画」の策定の概要について (4) アンケートについて 8. その他 9. 閉会
8 月 24 日 ～9 月 30 日	【アンケートの実施】 調査対象：18 歳以上の町民から無作為抽出（2,000 人） 調査方法：郵送配布-郵送回収 回 収 数：1,056（回収率 52.8%）
11 月 15 日	【第 2 回 府中町自殺対策計画策定委員会】 1. 開会 2. 議題 (1) 第 1 回策定委員会のふりかえりについて (2) いのち支える府中町自殺対策行動計画素案について 3. その他 4. 閉会
平成 31 年 1 月 18 日 ～2 月 15 日	【パブリックコメントの実施】
3 月 5 日	【第 3 回 府中町自殺対策計画策定委員会】 1. 開会 2. 議題 (1) 第 2 回策定委員会のふりかえりについて (2) いのち支える府中町自殺対策行動計画案について 3. その他 4. 閉会

資料 3 府中町自殺対策計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く意見を聴取し、総合的かつ効果的な計画を策定するため、府中町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （1）計画策定に関する事項
- （2）その他計画の策定のために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、12名以内の委員をもって構成し、委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）医療関係者
- （3）福祉関係者
- （4）教育関係者
- （5）各種団体関係者
- （6）関係行政機関の職員
- （7）その他町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、町長が委員を委嘱した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月25日から施行する。

資料 4 用語解説

用語	説明
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
自殺総合対策推進センター	自殺総合対策の更なる推進を求める決議（平成27年6月2日参議院・厚生労働委員会）及び「自殺予防総合対策センターの今後の業務の在り方について」（平成27年）を踏まえ、これまでの「自殺予防総合対策センター」を改組し、平成28年度より新たに「自殺総合対策推進センター」として、平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための資料の提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われた。平成24年に閣議決定された大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされていたことから、平成28年から見直しに向けた検討に着手し、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。
自殺対策基本法	自殺対策基本法（平成18年6月21日法律第85号）は、年間の日本の自殺者数が3万人を超えていた日本の状況に対処するため制定された法律である。平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行され、平成28年4月1日に改正された。
地域自殺実態プロファイル	地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するツール。国が、自殺総合対策推進センターにおいて作成。全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。

I はじめに、あなたのことについておたずねします

問1 あなたの性別と年齢を教えてください。(○は1つ)
※性別を選択することに違和感や抵抗感がある場合は、回答をいただかなくても結構です。

1 男性 2 女性 3 その他 年齢 _____ 歳

問2 あなたがお住まいの地域は、次のどちらですか。(○は1つ)
※お住まいの小学校区がわからない方は、「6」を選択し、町丁目をお答えください。

1 府中小学校区	2 府中中央小学校区	3 府中北小学校区
4 府中南小学校区	5 府中東小学校区	
6 () ←小学校区がわからない人は町丁目を記入		

問3 現在のお住まいでの居住年数はどのくらいですか。

約_____年	※1年未満の場合は「1」年と記入してください。
---------	-------------------------

問4 あなたの家の世帯構成をお選びください。(○は1つ)

1 ひとり暮らし	2 配偶者のみ
3 親と子(2世代)	4 祖父母と親と子(3世代)
5 その他()	

問5 配偶者との現在の関係をお選びください。(○は1つ)

1 同居している	2 単身赴任中
3 別居している	4 離別・死別した
5 配偶者・パートナーはいない	

問6 あなたの主たるこの職業をお選びください。(○は1つ)

1 会社・団体などの役員	2 勤めている(管理職)
3 勤めている(役員・管理職以外)	4 自営業(事業経営・個人商店など)
5 派遣	6 パート・アルバイト
7 専業主婦・主夫	8 学生
9 自由業(個人で、自分の専門的知識や技術を生かした職業に従事)	
10 その他(具体的に	)
11 無職(求職中)	12 無職(仕事をしたいが、現在は求職していない)
13 無職(仕事をしたいと思っていない)	

- 問 7 現在、就労している人におたずねします。(就労していない人は問 8 へお進みください)
あなたのふだん 1 ケ月の就業時間はどのくらいですか。ふだん残業や副業をしている場合は、それを含めた 1 ケ月の合計について記入してください。

約 時間 ※1 時間未満の場合は「1」時間と記入してください。

- 問 8 あなたのここ 1 ケ月の 1 日の平均睡眠時間はどのくらいですか。また、就寝時間、起床時間は何時頃ですか。24 時間表記で記入してください。

約 時間 (就寝時間 時 分頃 起床時間 時 分頃)

- 問 9 20 歳以上の人におたずねします。(19 歳以下の方は、問 10 へお進みください)
あなたが、ふだん 1 日に飲むお酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)の量は、平均してどのくらいですか。〔「清酒に換算※」〕(○は 1 つ)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 1 合(180m l) 未満 | 2 1 合以上 2 合(360m l) 未満 |
| 3 2 合以上 3 合(540m l) 未満 | 4 3 合以上 4 合(720m l) 未満 |
| 5 4 合以上 5 合(900m l) 未満 | 6 5 合以上 |
| 7 飲まない | |

※清酒 1 合(アルコール度数 15 度・180m l) は次の量に相当します。
ビール 1 缶(500m l) 焼酎 0.6 合(約 110m l) ウィスキーダブル 1 杯(60m l)
ワイン 1/4 本(約 180m l) 缶チューハイ 1.5 缶(約 520m l)

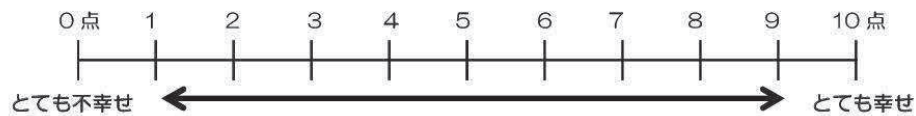
- 問 10 あなたは、ふだん友人・知人や近所の人とどの程度のおつきあいをしていますか。
(それぞれに○は 1 つ)

		しよ てく いる	した てま いに る	しあ てま り ない	しま て いた く ない
a	友人・知人とのつきあい	1	2	3	4
b	近所の人とのつきあい	1	2	3	4

- 問 11 ご家庭の家計の余裕はどの程度あるか教えてください。(○は 1 つ)

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1 まったく余裕がない | 2 あまり余裕がない | 3 どちらともいえない |
| 4 ある程度余裕がある | 5 かなり余裕がある | |

問 12 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても不幸せ(0点)」から「とても幸せ(10点)」の間で表すと、何点だと思いますか。数字に○を付けてください。(○は1つ)



Ⅱ 悩みやストレスに関しておたずねします

問 13 あなたが日頃、次の問題に関して、悩みや苦労、ストレス、不満を感じることもあるものをお選びください。(○はいくつでも)

- 1 家庭の問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病 等)
- 2 病気などの健康の問題(自分の病気、身体の悩み、心の悩み 等)
- 3 経済的な問題(倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮 等)
- 4 勤務関係の問題(転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働 等)
- 5 恋愛関係の問題(失恋、結婚を巡る悩み 等)
- 6 学校の問題(いじめ、学業不振、教師との人間関係 等)
- 7 その他(具体的に:)

問 14 あなたは日々の生活の中で、次のように感じることはありませんか。(それぞれに○は1つ)

		な ま い っ た く	あ 少 る し だ け	時 々 あ る	よ く あ る	あ い つ も
a	ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じる ことがある	1	2	3	4	5
b	絶望的だと感じることもある	1	2	3	4	5
c	そわそわ落ち着かなく感じることもある	1	2	3	4	5
d	気分が沈み、気が晴れないように感じるこ とがある	1	2	3	4	5
e	何をするにも面倒だと感じるこ とがある	1	2	3	4	5
f	自分は価値のない人間だと感じるこ とがある	1	2	3	4	5

問 15 あなたは日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消するために、次のことをどのくらいしますか。(それぞれに○は1つ)

		しま ない たく	しあ ない まり	時 々 す る	よ く す る
a	運動する	1	2	3	4
b	お酒を飲む	1	2	3	4
c	睡眠をとる	1	2	3	4
d	人に話を聞いてもらう	1	2	3	4
e	趣味やレジャーをする	1	2	3	4
f	我慢して時間が経つのを待つ	1	2	3	4
g	その他(具体的に)	1	2	3	4

Ⅲ 相談することについておたずねします

問 16 あなたは悩みやストレスを感じた時に、どう考えますか。(それぞれに○は1つ)

		そ う 思 わ な い	あ ま り そ う 思 わ な い	ど ち ら も い え な い	や や そ う 思 う	そ う 思 う
a	助けを求めたり、誰かに相談したいと思う	1	2	3	4	5
b	誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	1	2	3	4	5
c	悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う	1	2	3	4	5
d	誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う	1	2	3	4	5
e	悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う	1	2	3	4	5

問 17 あなたは、不安や悩みがある時に、相談できる人はいますか。(○は1つ)

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

問 18 あなたが悩みやストレスを感じた時に相談したことがある、または、今後相談したいと思う人や機関をお選びください。(○はいくつでも)

1	同居の家族・親族
2	同居以外の家族・親族
3	友人や職場の同僚
4	インターネット上だけのつながりの人
5	先生や職場の上司
6	近所の人（自治会の人、民生委員等）
7	同じ悩みを抱える人
8	かかりつけの医療機関の職員（医師、看護師等）
9	公的な相談機関（地域包括支援センター、町役場等）の職員
10	民間の相談機関（有料のカウンセリングセンター等）の相談員
11	町が開催する各種相談会（法律、税務等の相談）の専門家
12	その他（具体的に： _____）
13	相談したいと思う人や機関はない

問 19 あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の方法を使って悩みを相談したいと思いますか。(それぞれに○は1つ)

		と利用 しない	利用 する ことは ないが 思う	利用 が ある
a	直接会って相談する（訪問相談を含む）	1	2	3
b	電話を利用して相談する	1	2	3
c	メールを利用して相談する	1	2	3
d	LINE や Facebook などの SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用して相談する	1	2	3
e	Twitter や掲示板などを利用してインターネット上の不特定多数に流す	1	2	3
f	インターネットを利用して解決法を検索する	1	2	3
g	その他（具体的に _____）	1	2	3

IV 相談を受けることについておたずねします

問 20 理由はわからないけれども、身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えた時に、あなたがしようと思うことは何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ
- 2 心配していることを伝えて見守る
- 3 自分から声をかけて話を聞く
- 4 「元気を出して」と励ます
- 5 先回りして相談先を探しておく
- 6 その他(具体的に:)

V 自殺に関するお考えについておたずねします

問 21 あなたは「自殺」についてどのように思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 生死は最終的に本人の判断に任せるべき
- 2 自殺せずに生きていれば良いことがある
- 3 自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない
- 4 自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う
- 5 自殺は自分にはあまり関係がない
- 6 自殺は本人の弱さから起こる
- 7 自殺は本人が選んだことだから仕方がない
- 8 自殺を口にする人は、本当に自殺はしない
- 9 自殺は恥ずかしいことである
- 10 防ぐことができる自殺も多い
- 11 自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している
- 12 自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い
- 13 自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている

問 22 もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 相談に乗らない、もしくは話題を変える | 2 「頑張って」と励ます |
| 3 「死んではいけない」と説得する | 4 「バカなことを考えるな」と叱る |
| 5 耳を傾けてじっくりと話を聞く | 6 医療機関にかかるよう勧める |
| 7 解決策を一緒に考える | 8 一緒に相談機関を探す |
| 9 その他 () | 10 何もしない |

Ⅵ 自殺対策・予防等についておたずねします

問 23 我が国の自殺者は平成 10 年以降毎年 3 万人を超え、平成 26 年になって 3 万人を下回っていますが、平成 28 年においても約 2 万人の方が亡くなっています。あなたは、毎年、このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていましたか。(○は 1 つ)

- | | |
|---------|----------|
| 1 知っていた | 2 知らなかった |
|---------|----------|

問 24 あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 ポスター | 2 パンフレット |
| 3 広報誌 | 4 電光掲示板(テロップ) |
| 5 のぼり・パネル | 6 インターネットページ |
| 7 ティッシュ等のキャンペーングッズ | 8 横断幕 |
| 9 その他() | 10 見たことはない |

問 25 前の質問(問 24)で 1～9 に○を付けた方に質問です。その自殺対策に関する啓発物は、どこで見ましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 役場・保健所等の行政機関 | 2 図書館・健康福祉センター等の公共施設 |
| 3 駅、電車・バス等の交通機関 | 4 スーパー・コンビニ店舗等の民間施設 |
| 5 家 | 6 職場・学校 |
| 7 インターネット上 | 8 その他() |

問 26 自殺対策に関する講演会や講習会に参加したことがありますか。(○は 1 つ)

- | | |
|------|-------|
| 1 はい | 2 いいえ |
|------|-------|

問 27 自殺対策に関する PR 活動(啓発物や講演会など)についてどのように思いますか。(○は 1 つ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 不要 | 2 どちらかといえば不要 |
| 3 どちらかといえば必要 | 4 必要 |

問 28 あなたは、自殺対策に関する次の相談窓口を知っていましたか。それぞれについて、該当するものをお選びください。（それぞれに○は1つ）

		知 っ て い た	言 葉 は 聞 い た こ と が あ る	知 ら な か っ た
a	広島いのちの電話	1	2	3
b	よりそいホットライン	1	2	3
c	こころの健康相談	1	2	3
d	小さな一歩・ネットワークひろしま	1	2	3
e	地域包括支援センター	1	2	3
f	広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）	1	2	3

問 29 あなたは、自殺対策基本法についてご存じですか。（○は1つ）

1 知っている	2 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある
3 知らない	

問 30 自殺対策は、自分自身に関わる問題だと思いますか。（○は1つ）

1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う
3 どちらともいえない	4 あまりそう思わない
5 そう思わない	

問 31 自殺予防の対策として、あなたが充実してもらいたいことは、どのようなものですか。
(○はいくつでも)

- 1 学校での「いのちを大切にする教育」
- 2 安心して SOS を出せる教育や啓発の充実
- 3 地域や職場での「こころの相談」の充実
- 4 うつ病や自殺予防の専門電話相談の充実
- 5 うつ病や自殺予防の SNS 相談の充実
- 6 うつ病や自殺予防の専用ホームページの充実
- 7 インターネットを利用した「こころの相談」
- 8 かかりつけ医や精神科専門医等のネットワークづくり
- 9 カウンセリングをより受けやすくする
- 10 精神科の受診をよりしやすくする
- 11 債務（借金返済）相談の充実
- 12 うつ病や自殺に関する町民への啓発活動
- 13 教師、職場の上司等相談に応じる人への啓発
- 14 自殺未遂者への支援
- 15 自殺者の親族等への支援
- 16 高齢者の孤立を防ぐ対策
- 17 孤立化しやすい人を地域で見守るネットワーク
- 18 安心して過ごせる居場所づくり
- 19 マスコミと一緒にキャンペーンを行う
- 20 家庭での「いのちを大切にする教育」
- 21 生活困窮者への経済的支援
- 22 その他（具体的に
- 23 自殺予防の対策は特に必要ない

VII 自死遺族支援についておたずねします

※「自殺」は遺されたご家族や身近な人に深い心の傷を残します。その心情に配慮し、「自殺」という言葉を使わず、「自死遺族」という言葉を使うことがあります。

問 32 あなたの周りで自殺（自死）をした方はいらっしゃいますか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------|--------------|
| 1 同居の家族・親族 | 2 同居以外の家族・親族 |
| 3 友人 | 4 恋人 |
| 5 学校・職場関係者 | 6 近所の人 |
| 7 知人 | 8 その他（ |
| 9 いない | |

問 33 身近な人が自死遺族であると分かった時、どのように対応しますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 相談に乗る | 2 励ます |
| 3 細かな状況を確認する | 4 何らかのアドバイスをする |
| 5 専門家の相談を受けるように勧める | 6 特に何もしない |
| 7 その他(具体的に |) |

問 34 自死遺族の支援について、知っているものがありますか。(○はいくつでも)

- | |
|------------------------------|
| 1 遺族の集い(自由に話せる場) |
| 2 無料電話相談 |
| 3 法テラス(借金や法律問題について) |
| 4 役場の窓口(心のケア、生活支援、子育てなどについて) |
| 5 学生支援機構・あしなが育英会(学費について) |
| 6 いずれも知らない |

VIII 本気で自殺をしたいと考えたことがあるかどうかについておたずねします

問 35 あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| 1 これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない | ⇒これで質問は終わりです。
ご協力ありがとうございました。 |
| 2 この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある | |
| 3 ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある | |
| 4 5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある | |
| 5 10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある | |

→ 以下の注意書きを読んでください。

※ 注 意 ※

次からの設問は、本気で自殺をしたいと考えたことがある(問35で2～5のいずれかに○を付けた)人に対しておたずねするものです。回答は強制ではないので、負担を感じる方は回答して頂かなくても構いません。ご協力いただける方だけ、回答くださればと思います。

問 36 自殺をしたいと考えた理由や原因はどのようなことでしたか。1-1～7-1 に○をつけてください。(○はいくつでも)

1 家庭の問題					
1-1 家族関係の不和	1-2 子育て	1-3 家族の介護・看病	1-4 その他		
2 病気などの健康の問題					
2-1 自分の病気	2-2 身体の悩み	2-3 心の悩み	2-4 その他		
3 経済的な問題					
3-1 倒産	3-2 事業不振	3-3 借金	3-4 失業	3-5 生活困窮	3-6 その他
4 勤務関係の問題					
4-1 転勤	4-2 仕事の不振	4-3 職場の人間関係	4-4 長時間労働	4-5 その他	
5 恋愛関係の問題					
5-1 失恋	5-2 結婚を巡る悩み	5-3 その他			
6 学校の問題					
6-1 いじめ	6-2 学業不振	6-3 教師との人間関係	6-4 その他		
7 その他					
7-1 その他(具体的に					

問 37 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由は何ですか。(○はいくつでも)

1 人に相談して思いとどまった	2 家族や大切な人のことが頭に浮かんだ
3 解決策が見つかった	4 時間の経過とともに忘れさせてくれた
5 その他(具体的に	

問 38 前の質問(問 37)で1に○を付けた方に質問です。相談した相手の方はどなたでしたか。(○はいくつでも)

1 同居している家族・親族	2 同居以外の家族・親族
3 友人	4 恋人
5 学校・職場関係者	6 近所の人
7 知人	8 相談機関の職員(広島県立総合精神保健福祉センター(パレアモア広島)、町役場、医療機関等)
9 その他(具体的に	

これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

記入済みの調査票を同封の返信用封筒に入れて、
平成30年9月18日(火)までに郵便ポストに投函してください。

いのち支える府中町自殺対策行動計画



発行年月 平成 31 年 3 月

発行 府中町福祉保健部福祉課

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

電 話 082-286-3161

FAX 082-283-5775